

これから就学支援金を申請する方々へ

高等学校等就学支援金の手続は オンライン申請より登録してください



オンライン申請のメリット

- ✓ パソコンやスマートフォンで、どこでも手続きができます
- ✓ 登録内容の**確認・変更が簡単**です
- ✓ マイナンバーカードがあれば、**審査期間を短縮**できます



申請は**こちら**から



申請手順

申請されない方も、意向登録までは
行ってください。

1 ログイン 学校から配布された
ID・パスワードを入力します。

2 意向登録 支給を希望するかどうかを
選択します。

**3 生徒情報の
確認** 学校で登録された情報から
変更がないか確認します。

**4 保護者情報の
入力** 審査対象の保護者を確認し、
氏名や生年月日等を入力します。

**5 収入状況
の登録** 審査に必要な課税情報やマイナンバー情報を登録します。
登録方法は、裏面をご覧ください。

6 提出 確認事項をチェックし、「提出」ボタンを押すと、申請完了です。
審査完了後は、支給可否を示す通知書が届きます。（学校からの通知には時間がかかります）
※メールアドレスを登録した場合は、お知らせのメールも送信されます。

申請手順 (5.収入状況の登録)

保護者等の収入状況は、次のいずれかの方法で登録します。

I マイナンバーカードを持っている場合

保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得します。
マイナンバー情報を提出する必要はありません。



II マイナンバーカードを持っていない場合

※上記 I でエラー等出てしまった場合も、こちらの方法で登録してください。

都道府県で課税情報等を確認するため、保護者等の個人番号を入力します。



III I、IIのいずれも難しい場合

学校へご相談ください。

留意事項

- ✓ 申請手順の詳細については、文部科学省HPに以下の資料を掲載しています。
 - ・ 申請者向け利用マニュアル (3月下旬更新予定)
 - ・ よくあるFAQ (2月下旬掲載予定)
 - ・ オンライン申請の説明動画 (3月下旬更新予定)
- ✓ 書面での申請を希望する場合は、学校の案内に従ってください。

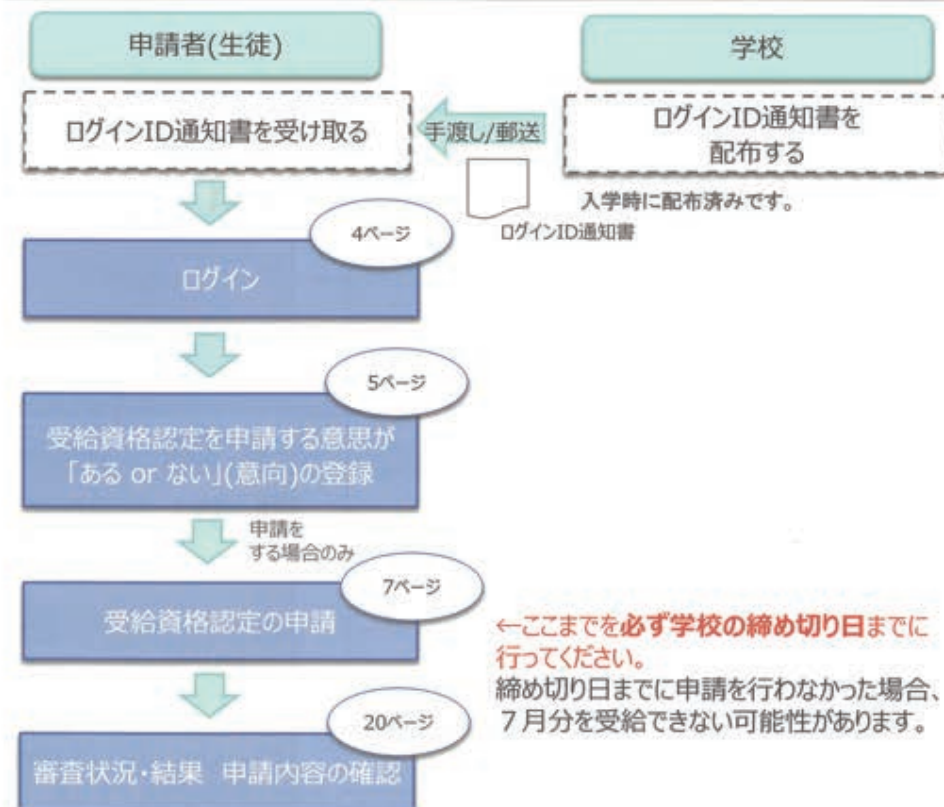


文部科学省HP

1. 受給資格認定申請の流れ

e-Shienを利用した受給資格認定申請の流れは以下となります。

受給資格認定の申請 (4月の入学時・転入時等)



※税の申告を行っていない場合、所得確認ができず、支給決定が遅れる場合があります。
必ず事前に申告手続きをお願いします。(ただし、控除対象配偶者、生活扶助受給者等は、税の申告をしていなくても就学支援金の審査が可能です。)

- e-Shienへのアクセス
<https://www.e-shien.mext.go.jp/>
- 操作手順の説明動画、FAQ等
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html
- 就学支援金制度の概要
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm
- 就学支援金制度(家計急変支援)の各種資料
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html



申請手順 (5.収入状況の登録)

保護者等の収入状況は、次のいずれかの方法で登録します。

I マイナンバーカードを持っている場合

保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得します。
マイナンバー情報を提出する必要はありません。



II マイナンバーカードを持っていない場合

※上記 I でエラー等出てしまった場合も、こちらの方法で登録してください。

都道府県で課税情報等を確認するため、保護者等の個人番号を入力します。



III I、IIのいずれも難しい場合

学校へご相談ください。

留意事項

- ✓ 申請手順の詳細については、文部科学省HPに以下の資料を掲載しています。
 - ・ 申請者向け利用マニュアル (3月下旬更新予定)
 - ・ よくあるFAQ (2月下旬掲載予定)
 - ・ オンライン申請の説明動画 (3月下旬更新予定)
- ✓ 書面での申請を希望する場合は、学校の案内に従ってください。

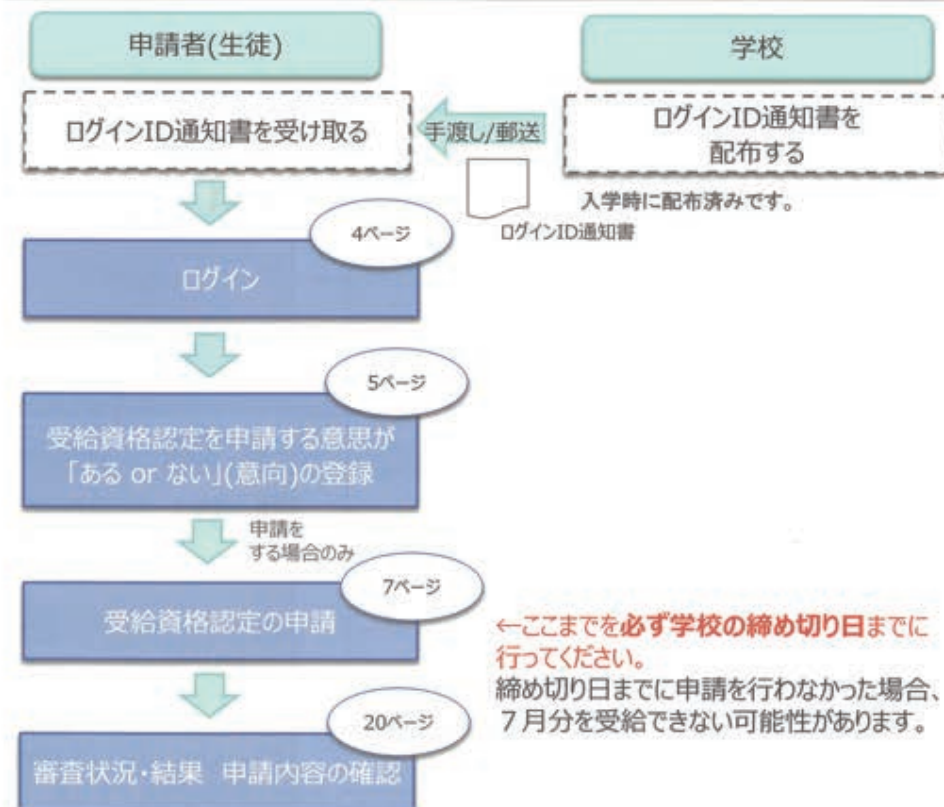


文部科学省HP

1. 受給資格認定申請の流れ

e-Shienを利用した受給資格認定申請の流れは以下となります。

受給資格認定の申請 (4月の入学時・転入時等)



※税の申告を行っていない場合、所得確認ができず、支給決定が遅れる場合があります。必ず事前に申告手続きをお願いします。(ただし、控除対象配偶者、生活扶助受給者等は、税の申告をしていなくても就学支援金の審査が可能です。)

- e-Shienへのアクセス
<https://www.e-shien.mext.go.jp/>
- 操作手順の説明動画、FAQ等
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html
- 就学支援金制度の概要
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm
- 就学支援金制度(家計急変支援)の各種資料
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html



2. 操作説明

2-1. e-Shienにログインする

e-Shienを使用するために、システムへログインします。

ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



1. ログイン画面

ログインID通知書のサンプル

手順

- 1 ログインID通知書を見ながらログインIDとパスワードを入力します。
- 2 「ログイン」ボタンをクリックします。

5ページへ

補足

- I 「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。
- II 表示言語は、「日本語」または「English」が選択できます。
- III e-Shienの「利用規約」を確認できます。

・ログインIDやパスワードがわからなくなった場合は、学校に確認してください。

2. 操作説明

2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する

最初に、申請をする意思が「ある or ない」(意向) を登録します。

学校から意向の再登録を依頼された場合や、意向内容を誤った場合に再登録をする場合も、同様の手順で行います。

1. ポータル画面

手順

- 1 「意向登録」ボタンをクリックします。

2. 意向登録画面

手順

- 1 内容を確認し、チェックします。
- 2 申請をするかしないかを選択します。
 - ・就学支援金の支給を希望する場合
→ 上部: 申請をします。
 - ・保護者等の所得制限基準(世帯年収約910万円※)を超えている場合
 - ・上記のほかの理由により受給資格認定の申請を行わない場合
→ 下部: 申請をしません。
- 3 「入力内容確認」ボタンをクリックします。

※世帯構成等によって異なります。

6ページへ

2. 操作説明

2-1. e-Shienにログインする

e-Shienを使用するために、システムへログインします。

ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



1. ログイン画面

ログインID通知書のサンプル

手順

- 1 ログインID通知書を見ながらログインIDとパスワードを入力します。
- 2 「ログイン」ボタンをクリックします。

5ページへ

補足

- 1 「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。
- 2 表示言語は、「日本語」または「English」が選択できます。
- 3 e-Shienの「利用規約」を確認できます。

・ログインIDやパスワードがわからなくなった場合は、学校に確認してください。

2. 操作説明

2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する

最初に、申請をする意思が「ある or ない」(意向) を登録します。

学校から意向の再登録を依頼された場合や、意向内容を誤った場合に再登録をする場合も、同様の手順で行います。

1. ポータル画面

手順

- 1 「意向登録」ボタンをクリックします。

2. 意向登録画面

手順

- 1 内容を確認し、チェックします。
- 2 申請をするかしないかを選択します。
・就学支援金の支給を希望する場合
→ 上部：申請をします。
・保護者等の所得制限基準（世帯年収約910万円 ※）を超えている場合
・上記のほかの理由により受給資格認定の申請を行わない場合
→ 下部：申請をしません。
- 3 「入力内容確認」ボタンをクリックします。

※世帯構成等によって異なります。

6ページへ

2. 操作説明

2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する

3. 意向登録確認画面

意向登録確認

1 2 3
意向登録 意向確認 登録完了
申請内容確認 入力内容確認 受付番号発行

1 意向登録を確認する

2 意向登録を確認する

手順

- 1 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

補足

- 1 前の画面の選択内容を修正する場合、「意向登録に戻る」ボタンをクリックします。

4. 意向登録結果画面

意向登録結果

1 2 3
意向登録 意向確認 登録完了
申請内容確認 入力内容確認 受付番号発行

1 意向登録結果を確認する

2 意向登録結果を確認する

手順

- 1 意向の登録結果が表示されます。

- ・申請をする場合
→ 中央の「続けて受給資格認定申請を行う」ボタンをクリックします。

7ページへ

- ・申請をしない場合
→ 手続きは完了です。

補足

- ・誤って意向内容を登録した場合、自身で修正することはできません。学校に連絡し、学校による登録解除後に再度登録してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

受給資格認定の申請を行います。

申請には、生徒本人の情報、学校情報(在学期間等)、保護者等情報の登録が必要となります。(7～20ページで、各情報の登録方法を説明します。)

1. ポータル画面

e-Shien 高等学校受給資格認定システム

お問合わせ

2021年度受給資格認定申請の案内

新規申請

申請内容を確認する

手順

- 1 「認定申請」ボタンをクリックします。

補足

- ・6ページの意向登録結果画面から続けて受給資格認定申請を行う場合、次の「2. 認定申請登録(生徒情報)画面」から始まります。

2. 認定申請登録(生徒情報)画面

認定申請登録(生徒情報)

1 2 3 4 5 6
生徒情報入力 学校情報入力 保護者情報入力 受給資格情報入力 入力内容確認 申請完了

1 記入上の注意

2 学校情報入力

3 保護者情報入力

4 受給資格情報入力

5 入力内容確認

6 申請完了

手順

- 1 記入上の注意をよく読んでから申請してください。
- 2 学校で登録された生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。誤りがあった場合は、この画面で修正してください。
- 3 「学校情報入力」ボタンをクリックします。

8ページへ

補足

- ・申請を中断した後に再開する手順は、21ページを参照してください。

2. 操作説明

2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する

3. 意向登録確認画面

意向登録確認

1 意向登録 2 意向確認 3 登録完了

意向登録確認

意向登録確認

意向登録確認

手順

- 1 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

補足

- 1 前の画面の選択内容を修正する場合、「意向登録に戻る」ボタンをクリックします。

4. 意向登録結果画面

意向登録結果

1 意向登録 2 意向確認 3 登録完了

意向登録結果

意向登録結果

意向登録結果

手順

- 1 意向の登録結果が表示されます。

- ・申請をする場合
→ 中央の「続けて受給資格認定申請を行う」ボタンをクリックします。

7ページへ

- ・申請をしない場合
→ 手続きは完了です。

補足

- ・誤って意向内容を登録した場合、自身で修正することはできません。学校に連絡し、学校による登録解除後に再度登録してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

受給資格認定の申請を行います。

申請には、生徒本人の情報、学校情報(在学期間等)、保護者等情報の登録が必要となります。(7～20ページで、各情報の登録方法を説明します。)

1. ポータル画面

e-Shien 高等学校受給資格認定システム

お問合わせ

新規申請

お問合わせ

新規申請

手順

- 1 「認定申請」ボタンをクリックします。

補足

- ・6ページの意向登録結果画面から続けて受給資格認定申請を行う場合、次の「2. 認定申請登録(生徒情報)画面」から始まります。

2. 認定申請登録(生徒情報)画面

認定申請登録(生徒情報)

記入上の注意

記入上の注意

記入上の注意

手順

- 1 記入上の注意をよく読んでから申請してください。
- 2 学校で登録された生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。誤りがあった場合は、この画面で修正してください。
- 3 「学校情報入力」ボタンをクリックします。

8ページへ

補足

- ・申請を中断した後に再開する手順は、21ページを参照してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

3. 認定申請登録 (学校情報) 画面 (1/2)

手順

- 1 学校で登録された学校情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- 2 過去に他の学校に在籍していたかどうかを入力します。
・過去に他の学校に在籍した期間がない場合
→ 3に進みます。
・過去に他の学校に在籍した期間がある場合
→ 9ページへ
- 3 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。
→ 10ページへ

補足

- I-1 現在の学校で支給停止期間がある場合、「あり」にチェックします。
- I-2 支給が停止されていた期間を入力します。
- II 前の画面の入力内容を修正する場合、「認定申請登録(生徒情報)に戻る」ボタンをクリックします。

↓ うち支給停止期間「あり」にチェックした状態の画面

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

過去に他の高等学校等に在籍していた期間がある場合の手順は以下のとおりです。

3. 認定申請登録 (学校情報) 画面 (2/2)

手順

- 1 「開く」ボタンをクリックします。
- 2 「在学期間追加」ボタンをクリックし、学校の名称、在学していた期間等を入力します。
- 3 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

10ページへ

補足

- I 誤って「開く」ボタンをクリックしてしまった場合は、「閉じる」ボタンをクリックしてください。閉じずに次に進もうとするとエラーになります。
- II 支給停止期間がある場合、「あり」にチェックし、期間を入力します。
- III 過去に就学支援金を受給したことがあるときは、「受給資格消滅通知」を学校に提出します。

↓ 「開く」ボタンおよび「在学期間追加」ボタンをクリックした画面

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

3. 認定申請登録 (学校情報) 画面 (1/2)

手順

- 1 学校で登録された学校情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- 2 過去に他の学校に在籍していたかどうかを入力します。
・過去に他の学校に在籍した期間がない場合
→ 3に進みます。
・過去に他の学校に在籍した期間がある場合
→ 9ページへ
- 3 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。
→ 10ページへ

補足

- I-1 現在の学校で支給停止期間がある場合、「あり」にチェックします。
- I-2 支給が停止されていた期間を入力します。
- II 前の画面の入力内容を修正する場合、「認定申請登録(生徒情報)に戻る」ボタンをクリックします。

↓ うち支給停止期間「あり」にチェックした状態の画面

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

過去に他の高等学校等に在籍していた期間がある場合の手順は以下のとおりです。

3. 認定申請登録 (学校情報) 画面 (2/2)

手順

- 1 「開く」ボタンをクリックします。
- 2 「在学期間追加」ボタンをクリックし、学校の名称、在学していた期間等を入力します。
- 3 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

10ページへ

補足

- I 誤って「開く」ボタンをクリックしてしまった場合は、「閉じる」ボタンをクリックしてください。閉じずに次に進もうとするとエラーになります。
- II 支給停止期間がある場合、「あり」にチェックし、期間を入力します。
- III 過去に就学支援金を受給したことがあるときは、「受給資格消滅通知」を学校に提出します。

↓ 「開く」ボタンおよび「在学期間追加」ボタンをクリックした画面

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

4. 認定申請登録 (保護者等情報) 画面 (共通) (1/3)

1 2 3 4 5 6

1 Q1. 親権者はいますか※1

2 Q2. 親権者 2 名分の収入状況を提出すること
はできますか

3 Q3. 主たる生計維持者が
いますか※4

4 Q4. 主たる生計維持者の
収入状況を提出すること
はできますか

5 Q5. 生徒本人の
収入状況を提出すること
はできますか

6 Q6. 未成年後見人は
いますか※1

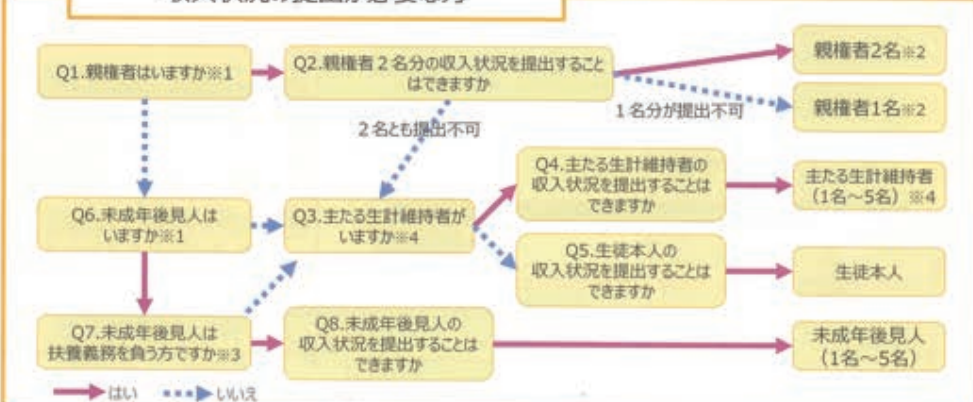
7 Q7. 未成年後見人は
扶養義務を負う方ですか※3

8 Q8. 未成年後見人の
収入状況を提出すること
はできますか

申請日時時点で成人 (18歳以上) の場合は、③に該当するため、こちらを選択してください。

各質問に回答すると、下図の流れに沿って次の質問が表示されます。

収入状況の提出が必要な方



※1 生徒が成人 (18歳以上) である場合、「いいえ」を選択してください。

※2 次の場合、該当する親権者の個人番号カード (写) 等の提出が不要となる場合があります。

- ・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合
- ・日本国内に住所を有しない等個人番号の指定を受けていない場合 等

※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。

※4 生徒が成人 (18歳以上) であり、入学時に未成年であった場合は、未成年時の親権者 (父母等) が「主たる生計維持者」に該当します。

手順

- 1 収入状況の提出が必要な保護者等を確認するための質問に回答します。

11ページへ

補足

- ・各質問で選択した回答に合わせて次の質問が表示されます。(表示される質問は回答の選択により異なります。)
- ・個人番号カード等を使用して収入状況を提出する必要があります。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

4. 認定申請登録 (保護者等情報) 画面 (共通) (2/3)

1 保護者等情報 (1/2)

2 収入状況の提出方法

3 収入状況の提出方法

4 収入状況の提出方法

5 収入状況の提出方法

6 収入状況の提出方法

7 収入状況の提出方法

8 収入状況の提出方法

9 収入状況の提出方法

10 収入状況の提出方法

11 収入状況の提出方法

12 収入状況の提出方法

13 収入状況の提出方法

14 収入状況の提出方法

15 収入状況の提出方法

16 収入状況の提出方法

17 収入状況の提出方法

18 収入状況の提出方法

19 収入状況の提出方法

20 収入状況の提出方法

21 収入状況の提出方法

22 収入状況の提出方法

23 収入状況の提出方法

24 収入状況の提出方法

25 収入状況の提出方法

26 収入状況の提出方法

27 収入状況の提出方法

28 収入状況の提出方法

29 収入状況の提出方法

30 収入状況の提出方法

31 収入状況の提出方法

32 収入状況の提出方法

33 収入状況の提出方法

34 収入状況の提出方法

35 収入状況の提出方法

36 収入状況の提出方法

37 収入状況の提出方法

38 収入状況の提出方法

39 収入状況の提出方法

40 収入状況の提出方法

41 収入状況の提出方法

42 収入状況の提出方法

43 収入状況の提出方法

44 収入状況の提出方法

45 収入状況の提出方法

46 収入状況の提出方法

47 収入状況の提出方法

48 収入状況の提出方法

49 収入状況の提出方法

50 収入状況の提出方法

51 収入状況の提出方法

52 収入状況の提出方法

53 収入状況の提出方法

54 収入状況の提出方法

55 収入状況の提出方法

56 収入状況の提出方法

57 収入状況の提出方法

58 収入状況の提出方法

59 収入状況の提出方法

60 収入状況の提出方法

61 収入状況の提出方法

62 収入状況の提出方法

63 収入状況の提出方法

64 収入状況の提出方法

65 収入状況の提出方法

66 収入状況の提出方法

67 収入状況の提出方法

68 収入状況の提出方法

69 収入状況の提出方法

70 収入状況の提出方法

71 収入状況の提出方法

72 収入状況の提出方法

73 収入状況の提出方法

74 収入状況の提出方法

75 収入状況の提出方法

76 収入状況の提出方法

77 収入状況の提出方法

78 収入状況の提出方法

79 収入状況の提出方法

80 収入状況の提出方法

81 収入状況の提出方法

82 収入状況の提出方法

83 収入状況の提出方法

84 収入状況の提出方法

85 収入状況の提出方法

86 収入状況の提出方法

87 収入状況の提出方法

88 収入状況の提出方法

89 収入状況の提出方法

90 収入状況の提出方法

91 収入状況の提出方法

92 収入状況の提出方法

93 収入状況の提出方法

94 収入状況の提出方法

95 収入状況の提出方法

96 収入状況の提出方法

97 収入状況の提出方法

98 収入状況の提出方法

99 収入状況の提出方法

100 収入状況の提出方法

手順

- 1 すべての質問に回答すると、登録に必要な保護者等の入力欄 (人数分) が表示されるので、情報を入力します。
- 2 いずれか 1 つの収入状況提出方法、生活保護受給有無、課税地を選択します。
- 3 個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合「入力内容を保存して収入状況の取得へ進む」をクリックします。

13ページへ

個人番号を入力する場合

18ページへ

システム外で提出する場合「入力内容確認 (一時保存)」をクリックします。

19ページへ

※提出方法は学校からの指示に従ってください。

補足

- 漢字姓名欄とかな姓名欄は全半角、アルファベット、半角スペース、- (長音) の入力が可能です。
- 審査完了時等にメールの連絡を希望する場合、入力してください。
- 個人番号カードの使用に必要な機器等が確認できます。
- 生活扶助を受けている場合、12ページを参照してください。
- 課税地はその年の1月1日現在 (1~6月分の申請届出の場合は、その前年の1月1日現在) の住民票の届出住所です。
- 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合にチェックします。この場合、課税地の選択は不要です。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(2/9) ※マイナポータル画面

スマートフォンの場合



手順

- 1 【スマートフォンの場合】スマートフォンを直接、個人番号カードの上にかざします。(左側上図参照)

【PCの場合】

ICカードリーダライタをパソコンに接続し、個人番号カードをかざして、「次へ」ボタンをクリックします。(左側下図参照)

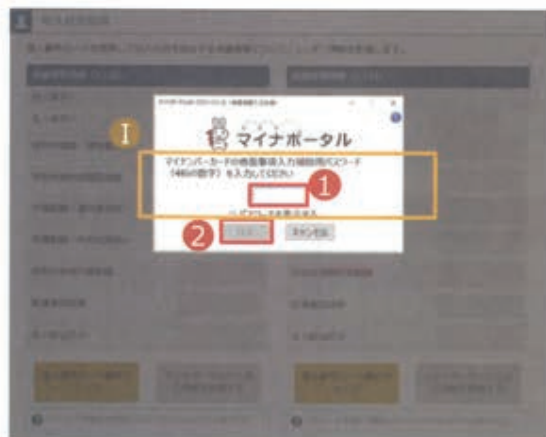
補足

- うまく読み取れない場合は…
- 一度スマートフォンを離し、再度近づけてください。
 - ICカードリーダライタの接続を確認してください。

PCの場合



5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(3/9) ※マイナポータル画面



手順

- 1 個人番号カードの券面事項入力補助用パスワードを入力します。
- 2 「OK」ボタンをクリックします。

15ページへ

補足

- 1 券面事項入力補助用パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した、4桁の数字です。正しいパスワードを入力してもエラーが出る場合、入力した保護者等の生年月日に誤りがある可能性があります。「キャンセル」をクリックし、前画面に戻って生年月日を確認してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(4/9)



手順

- 1 「マイナポータルから自己情報を取得する」ボタンをクリックします。

補足

以下の操作を行った場合、システムエラーが発生することがあります。正しい手順を確認してください。

- ・保護者2名分のカードを逆に登録
- ・異なる順番で操作を実施

【正しい手順】

- ①保護者1の事前チェックを実施
- ②保護者1の税額を取得
- ③保護者2の事前チェックを実施

【誤った手順】

- ①保護者1の事前チェックを実施
- ②保護者2の事前チェックを実施
- ③保護者1の税額を取得

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(5/9) ※マイナポータル画面



手順

- 1 内容を確認し、「次へ」ボタンをクリックします。その後、再度個人番号カードを読み取ります。

16ページへ

補足

- ・個人番号カードの読み取りについては、14ページを参照してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

4. 認定申請登録 (保護者等情報) 画面 (共通) (1/3)

手順

- 収入状況の提出が必要な保護者等を確認するための質問に回答します。

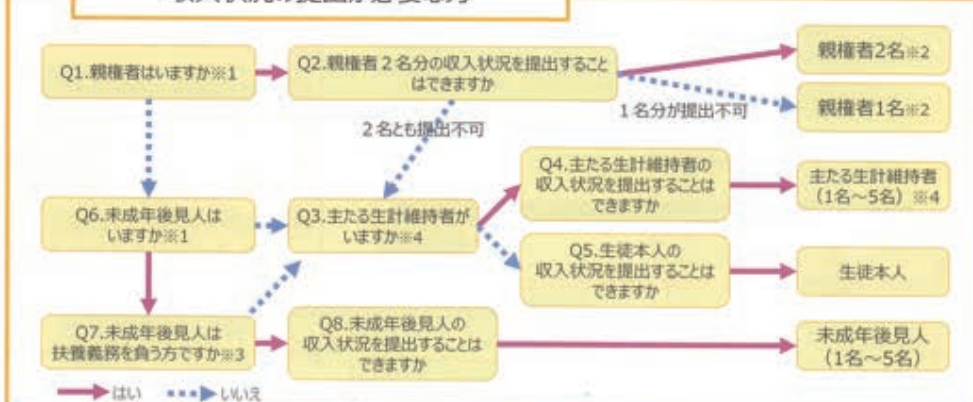
11ページへ

補足

- 各質問で選択した回答に合わせて次の質問が表示されます。(表示される質問は回答の選択により異なります。)
- 個人番号カード等を使用して収入状況を提出する必要があります。

各質問に回答すると、下図の流れに沿って次の質問が表示されます。

収入状況の提出が必要な方



※1 生徒が成人 (18 歳以上) である場合、「いいえ」を選択してください。

※2 次の場合、該当する親権者の個人番号カード (写) 等の提出が不要となる場合があります。

- ・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合
- ・日本国内に住所を有しない等個人番号の指定を受けていない場合 等

詳細は、学校に御相談ください。

※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。

※4 生徒が成人 (18 歳以上) であり、入学時に未成年であった場合は、未成年時の親権者 (父母等) が「主たる生計維持者」に該当します。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

4. 認定申請登録 (保護者等情報) 画面 (共通) (2/3)

手順

- すべての質問に回答すると、登録に必要な保護者等の入力欄 (人数分) が表示されるので、情報を入力します。
- いずれか 1 つの収入状況提出方法、生活保護受給有無、課税地を選択します。
- 個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合「入力内容を保存して収入状況の取得へ進む」をクリックします。

→ 13ページへ

・個人番号を入力する場合

→ 18ページへ

・システム外で提出する場合「入力内容確認 (一時保存)」をクリックします。

→ 19ページへ

※提出方法は学校からの指示に従ってください。

補足

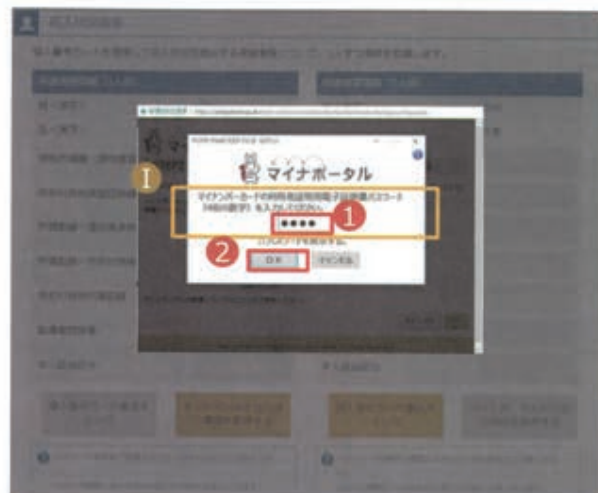
- 漢字姓名欄とかな姓名欄は全半角、アルファベット、半角スペース、- (長音) の入力が可能です。
- 審査完了時等にメールの連絡を希望する場合、入力してください。
- 個人番号カードの使用に必要な機器等が確認できます。
- 生活扶助を受けている場合、12ページを参照してください。
- 課税地は、その年の1月1日現在 (1～6月分の申請届出の場合は、その前年の1月1日現在) の住民票の届出住所です。
- 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合にチェックします。この場合、課税地の選択は不要です。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(6/9) ※マイナポータル画面



手順

- 1 個人番号カードの利用者証明用電子証明書パスワードを入力します。
- 2 「OK」ボタンをクリックします。

補足

- 1 利用者証明用電子証明書パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した、4桁の数字であり、14ページで入力したものと同じです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(7/9) ※マイナポータル画面



手順

- 1 自己情報取得中の画面が表示されるので、完了するまで待ちます。

補足

- 1 情報を取得できるまで、20秒程度かかる場合があります。エラーが表示されていない場合は正常に処理が行われているため、このまましばらくお待ちください。エラーの場合はメッセージが表示されます(画像は例)。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(8/9)

保護者情報 (1人目)		保護者情報 (2人目)	
姓<漢字>	支障	姓<漢字>	支障
名<漢字>	一歳	名<漢字>	花子
課税所得額 (課税標準額)	122,450円	課税所得額 (課税標準額)	
市町村民税課税所得額	100円	市町村民税課税所得額	100円
所得割額<道府県民税>	20,000円	所得割額<道府県民税>	20,000円
所得割額<市町村民税>	10,000円	所得割額<市町村民税>	10,000円
課税所得額		課税所得額	
生計扶養有無		生計扶養有無	
個人番号カード事前チェック	マイナポータルから自己情報を取得する	個人番号カード事前チェック	マイナポータルから自己情報を取得する

手順

- 1 13～16ページと同様の手順で、2人目の保護者等の個人番号カード事前チェックと自己情報の取得を行います。

補足

- 1 マイナポータルから取得した自己情報(課税情報等)が転記されます。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(9/9)

保護者情報 (1人目)		保護者情報 (2人目)	
姓<漢字>	支障	姓<漢字>	支障
名<漢字>	一歳	名<漢字>	花子
課税所得額 (課税標準額)	122,450円	課税所得額 (課税標準額)	122,450円
市町村民税課税所得額	100円	市町村民税課税所得額	100円
所得割額<道府県民税>	20,000円	所得割額<道府県民税>	20,000円
所得割額<市町村民税>	10,000円	所得割額<市町村民税>	10,000円
課税所得額		課税所得額	
生計扶養有無		生計扶養有無	
個人番号カード事前チェック	マイナポータルから自己情報を取得する	個人番号カード事前チェック	マイナポータルから自己情報を取得する

手順

- 1 全員分の収入状況取得後、「入力内容確認(一時保存)」ボタンをクリックします。

19ページへ

補足

- 1 クリックすると、申請情報が一時保存され、中断後に再開することができます。再開する場合は、21ページを参照してください。

2. 操作說明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号を入力する場合の手順は以下のとおりです。

4. 認定申請登録（保護者等情報）画面

I

① 個人番号を入力する

② 中国本土の郵便局等から使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

個人番号 (例) 1234 5678 9012

II

本人確認作業

③ 当館本人の「個人番号」を読み、引き続き同じ日は会場が記載されている書類を照会していただきます。
[例] 「個人番号カード」、個人番号が記載された住民票

受付で来るファイルには、以下の情報があります。

- 1 ファイルで提供してください。
- サイズは25MB以下とさせていただきます。
- 形式は、PDF形式(拡張子: pdf, jpg)またはExcel形式とさせていただきます。

ファイル名
 選択されていません

☐ システム上で個人番号カードの写し等を提出する

④ 上記いずれか対応できない場合は、こちらを選択の上、個人番号カードの写し等を郵送で送付してください。

III

生保保護履歴情報

⑤ 上記保護期間がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月の1月～6月の場合）に、その年度の1月1日現在に生保保護（生活保護）を受けている場合は「受給あり」を選択し、最も最新の保護資格を選択してください。保護資格が保護開始年度（該当する権利が認められる）は、申請時に「-」を選択してください。

☐ 受給あり ☒ 受給なし

IV

2 課税地情報

⑥ 上記保護期間とその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月の1月～6月の場合）に、その年度の1月1日現在に市町区町村までの住所を有している場合は、日本国内に住所を有していない場合には、「ニジエック」をお付けください。

V

都道府県

選択してください

市町区町村

選択してください

VI

日本国内に住所を有していない

⑦ 入国後初めて来日した日からスタートとなる場合、3ヶ月以内の滞在が予定にすぎず入国の期間が短い場合は、より適切な滞在プランをアドバイスいたします。

手順

- ① 個人番号カード等で本人確認を行い、保護者等の個人番号を入力します。
- ② 課税地が選択されていることを確認します。
- ③ 「入力内容確認（一時保存）」ボタンをクリックします。

[19ページへ](#)

補足

- ① 生徒本人の個人番号を入力した場合のみ表示されます。学校等で本人確認を行うため、個人番号カード等の画像をアップロードしてください。
- ② 生活扶助を受けている場合、12ページを参照してください。
- ③ 課税地は**その年の1月1日現在(1～6月分の申請届出の場合は、その前年の1月1日現在)**の住民票の届出住所となります。
- ④ 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合、チェックします。チェックした場合、課税地の選択は不要です。

2. 操作說明

2-3. 受給資格認定の申請をする

6. 認定申請登録確認画面

e-Shien 高等学校等就学生援会オンライン申請システム

申請者 学校長() 事務局 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇

認定申請登録確認

1 2 3 4 5 6
生活費納入 学校情報入力 保護者情報登録 保護者情報入力内番編集 申請完了

1

申請情報	
申請者名	
生年情報	
氏名	宮崎 太郎
生月日	しんじ たろう
生年月日	2011年12月28日
郵便番号	100-8508
住所(都道府県)	東京都
(市区町村)	千代田区
(町区・番地)	扇ヶ原1-1-1
(通称名、郵便番号)	
メールアドレス	manuel@meid.go.jp
学校情報	
現在通っている高等学校等の在学機関について	
学校の名称	国立東京立大学高等学校
在学期間	2022年04月01日～現在
うち支所等と別荘	

✓ 確認事項

以下の内容を確認の上、口々にチェックをつけてください。 [印刷]

2

1

✓ 既交文庫金を提供先に宛てることに、既交文庫金の交付に必要な学校情報を学校設置者に委任することを承諾します。

✓ 「メールアドレスの利用目的および注意事項」を理解し、メールアドレス登録に同意します。
① メールアドレスの利用目的および注意事項

✓ お申請の個人情報及び本人確認書類は、既交文庫金の交付に必要な手続きの過程で使用します。

✓ お申請内容は、事実と相違ありません。

✓ お申請に虚偽の記載をして提出し、既交文庫金の交付をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以上の懲役又は100万円以下の罰金等に処される可能性があることを承知しています。

II

3

I 既交文庫金（お申し込み年度）に
係る

本画面で申請する

手順

- ① 生徒情報、学校情報、保護者等情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- ② 内容を確認し、チェックします。
- ③ 「本内容で申請する」ボタンをクリックします。

[20ページへ](#)

補足

- ① メールアドレス、個人番号
についての確認事項は、
それぞれの情報を入力し
た場合のみ表示されます。
- ② 前の画面の入力内容を
修正する場合、「認定申
請登録(保護者等情報)
に戻る」ボタンをクリック
します。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(2/9) ※マイナポータル画面

スマートフォンの場合



マイナカードをスマートフォンのNFC読み取り位置にぴったりと置き合せてください。

マイナカードをスマートフォンのNFC読み取り位置にぴったりと置き合せてください。

PCの場合



手順

- 1 【スマートフォンの場合】スマートフォンを直接、個人番号カードの上にかざします。(左側上図参照)

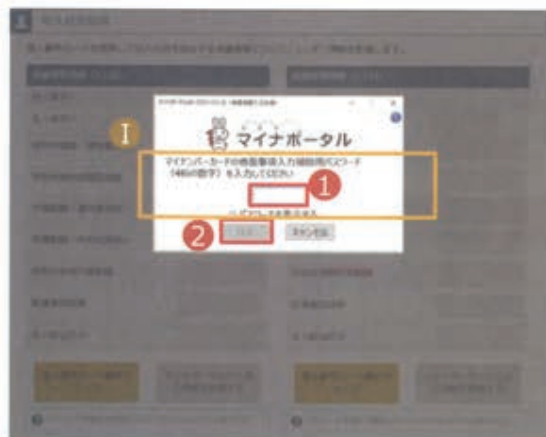
【PCの場合】

ICカードリーダーをパソコンに接続し、個人番号カードをかざして、「次へ」ボタンをクリックします。(左側下図参照)

補足

- うまく読み取れない場合は…
- 一度スマートフォンを離し、再度近づけてください。
 - ICカードリーダーの接続を確認してください。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(3/9) ※マイナポータル画面



手順

- 1 個人番号カードの券面事項入力補助用パスワードを入力します。
- 2 「OK」ボタンをクリックします。

15ページへ

補足

- 1 券面事項入力補助用パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した、4桁の数字です。正しいパスワードを入力してもエラーが出る場合、入力した保護者等の生年月日に誤りがある可能性があります。「キャンセル」をクリックし、前画面に戻って生年月日を確認してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(4/9)



手順

- 1 「マイナポータルから自己情報を取得する」ボタンをクリックします。

補足

以下の操作を行った場合、システムエラーが発生することがあります。正しい手順を確認してください。

- ・保護者2名分のカードを逆に登録
- ・異なる順番で操作を実施

【正しい手順】

- ①保護者1の事前チェックを実施
- ②保護者1の税額を取得
- ③保護者2の事前チェックを実施

【誤った手順】

- ①保護者1の事前チェックを実施
- ②保護者2の事前チェックを実施
- ③保護者1の税額を取得

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(5/9) ※マイナポータル画面



手順

- 1 内容を確認し、「次へ」ボタンをクリックします。その後、再度個人番号カードを読み取ります。

16ページへ

補足

- ・個人番号カードの読み取りについては、14ページを参照してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

7. 認定申請登録結果画面

手順

- 1 申請の登録結果が表示されます。以上で受給資格認定申請は完了です。審査が完了するのをお待ちください。

補足

- I 審査が完了すると、学校から通知書が届きます。メールアドレスを登録した場合は、審査完了をお知らせするメールも届きます。
- II メールは、「e-shien@mext.go.jp」から送信されます。受信拒否設定等に問題がないかご確認ください。送信元が異なるメールが届いた場合、不審メールの可能性あります。判断に迷う場合は学校に問い合わせてください。

8. ポータル画面

手順

- 1 審査状況、審査結果、申請内容を確認する場合は、「表示」ボタンをクリックします。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

申請途中で一時保存・中断を行った後に申請を再開する場合の手順は以下のとおりです。申請中断後にポータル画面から「認定申請」ボタンをクリックすると、以下の「9. 認定申請登録(再開確認)画面」が表示されます。

9. 認定申請登録(再開確認)画面

手順

- 1 保存済みの情報を使って申請を再開するか否かを選択します。
・保存済みの情報を使用して申請を再開する場合
➡ 上部：はい
・新しく情報を入力する場合
➡ 下部：いいえ
- 2 「受給資格認定申請を行う」ボタンをクリックします。

補足

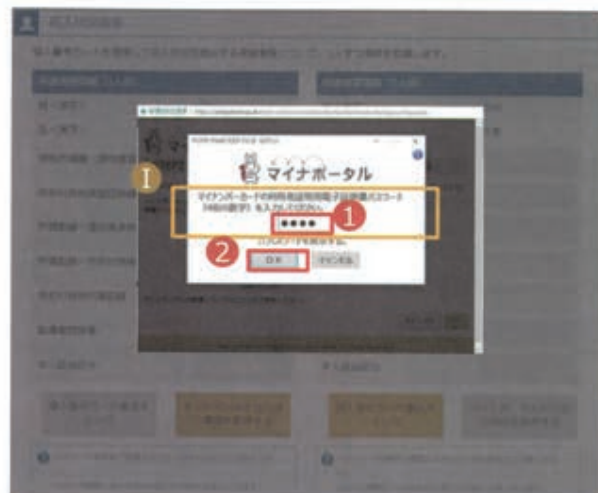
- ・「はい」を選択した上で保護者等情報の変更を行う場合、詳細手順については、文科省HPより「④変更手続編」マニュアルを参照するか、学校へ問い合わせてください。
- ・「いいえ」を選択した場合、一時保存されていた情報が削除されます。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(6/9) ※マイナポータル画面



手順

- 1 個人番号カードの利用者証明用電子証明書パスワードを入力します。
- 2 「OK」ボタンをクリックします。

補足

- 1 利用者証明用電子証明書パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した、4桁の数字であり、14ページで入力したものと同じです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(7/9) ※マイナポータル画面



手順

- 1 自己情報取得中の画面が表示されるので、完了するまで待ちます。

補足

- 1 情報を取得できるまで、20秒程度かかる場合があります。エラーが表示されていない場合は正常に処理が行われているため、このまましばらくお待ちください。エラーの場合はメッセージが表示されます(画像は例)。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(8/9)

保護者情報 (1人目)		保護者情報 (2人目)	
姓<漢字>	支障	姓<漢字>	支障
名<漢字>	一歳	名<漢字>	花子
課税所得額 (課税標準額)	122,450円	課税所得額 (課税標準額)	
市町村民税課税所得額	100円	市町村民税課税所得額	100円
所得割額<道府県民税>	20,000円	所得割額<道府県民税>	20,000円
所得割額<市町村民税>	10,000円	所得割額<市町村民税>	10,000円
課税所得額		課税所得額	
生計扶養有無		生計扶養有無	
個人番号カード事前チェック	マイナポータルから自己情報を取得する	個人番号カード事前チェック	マイナポータルから自己情報を取得する

手順

- 1 13～16ページと同様の手順で、2人目の保護者等の個人番号カード事前チェックと自己情報の取得を行います。

補足

- 1 マイナポータルから取得した自己情報(課税情報等)が転記されます。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(9/9)

保護者情報 (1人目)		保護者情報 (2人目)	
姓<漢字>	支障	姓<漢字>	支障
名<漢字>	一歳	名<漢字>	花子
課税所得額 (課税標準額)	122,450円	課税所得額 (課税標準額)	122,450円
市町村民税課税所得額	100円	市町村民税課税所得額	100円
所得割額<道府県民税>	20,000円	所得割額<道府県民税>	20,000円
所得割額<市町村民税>	10,000円	所得割額<市町村民税>	10,000円
課税所得額		課税所得額	
生計扶養有無		生計扶養有無	
個人番号カード事前チェック	マイナポータルから自己情報を取得する	個人番号カード事前チェック	マイナポータルから自己情報を取得する

手順

- 1 全員分の収入状況取得後、「入力内容確認(一時保存)」ボタンをクリックします。

19ページへ

補足

- 1 クリックすると、申請情報が一時保存され、中断後に再開することができます。再開する場合は、21ページを参照してください。

2. 操作說明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号を入力する場合の手順は以下のとおりです。

4. 認定申請登録（保護者等情報）画面

I

① 個人番号を入力する

② 中国本土の郵便局等から使用するため個人番号を入力し、送ります。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

個人番号 (例) 1234 5678 9012

I

本人確認作業

③ 当館本人の「個人番号」を読み取り、必ず今年度又は令和が記載されている書類を確認して正しいかどうか。
[例] 「個人番号カード」、個人番号が記載された住民票

資料で見るファイルには、以下の情報があります。

- 1 ファイルで確認してください。
- サイズは25MB以内としてください。
- 形式は、PDF形式(拡張子 .pdf) またはJPEG形式としてください。

ファイル名
 選択されていません

☐ システム上で個人番号カードの写し等を提出する

④ 上記いずれか対応できない場合は、こちらを選択の上、個人番号カードの写し等を郵送で送るに同意してください。

II

生保保護履歴情報

⑤ 上記保護期間がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月の1月～6月の場合）には、その前年の1月1日現在（生保保護（生活扶養）を享受している場合は「受給あり」を選択し、最も最新の保護資格を選択してください。保護資格が保護期間中の場合（該当する権利がない場合は、申請時に「-」を選択してください。）

☐ 受給あり ☒ 受給なし

2

課税地情報

⑥ 上記保護期間とその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月の1月～6月の場合）には、その前年の1月1日現在（市町村単位までの住所を指定してください。
日本国内に住所を有していない場合は、「-」を選択してください。

III

都道府県

-選択してください-

市町村

-選択してください-

IV

⑦ 日本国内に住所を有していない。

⑧ 入国後初めて来日した日からスタートとし、帰国後、ジョブ・ポートフォリオの更新が必要になります。
入国後時間が長い場合は、より適切なオプションを選択してください。

3

入力内容
（一時的な）

手順

- ① 個人番号カード等で本人確認を行い、保護者等の個人番号を入力します。
- ② 課税地が選択されていることを確認します。
- ③ 「入力内容確認（一時保存）」ボタンをクリックします。

[19ページへ](#)

補足

- ① 生徒本人の個人番号を入力した場合のみ表示されます。学校等で本人確認を行うため、個人番号カード等の画像をアップロードしてください。
- ② 生活扶助を受けている場合、12ページを参照してください。
- ③ 課税地は**その年の1月1日現在(1～6月分の申請届出の場合は、その前年の1月1日現在)**の住民票の届出住所となります。
- ④ 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合、チェックします。チェックした場合、課税地の選択は不要です。

2. 操作說明

2-3. 受給資格認定の申請をする

6. 認定申請登録確認画面

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

申請者 学校長() 事務主任 印刷用紙 印刷機 印刷機

認定申請登録画面

1 2 3 4 5 6
生活保護入力 学校情報入力 保護者情報入力 保護者情報入力 入力の確認 申請完了

1

申請情報

申請者

生活保護

氏名 宮崎 太郎

生年月日 令和元年12月28日

郵便番号 100-0000

(住所)都道府県 東京都

(市町村) 千代田区

(支店・番地) 麹町1-1-1

(建物名・郵便番号)

Eメールアドレス mts@mts.go.jp

学校情報

現在通っている高等学校等の名称について

学校の名称 国立独立1号高等学校

入学時期 令和元年4月1日 ~ 現在

学校長の職名

学校長補佐の職名

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

手順

- ① 生徒情報、学校情報、保護者等情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- ② 内容を確認し、チェックします。
- ③ 「本内容で申請する」ボタンをクリックします。

[20ページへ](#)

補足

- ① メールアドレス、個人番号
についての確認事項は、
それぞれの情報を入力し
た場合のみ表示されます。
- ② 前の画面の入力内容を
修正する場合、「認定申
請登録(保護者等情報)
に戻る」ボタンをクリック
します。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

7. 認定申請登録結果画面

手順

- 1 申請の登録結果が表示されます。以上で受給資格認定申請は完了です。審査が完了するのを待ちください。

補足

- 1 審査が完了すると、学校から通知書が届きます。メールアドレスを登録した場合は、審査完了をお知らせするメールも届きます。
- 2 メールは、「e-shien@mext.go.jp」から送信されます。受信拒否設定等に問題がないかご確認ください。送信元が異なるメールが届いた場合、不審メールの可能性もあります。判断に迷う場合は学校に問い合わせてください。

8. ポータル画面

項目	申請日	申請内容	審査状況	詳細
1	2022年01月04日	申請意向登録	登録済(意向あり)	
2	2022年01月04日	受給資格認定申請	審査中	表示

手順

- 1 審査状況、審査結果、申請内容を確認する場合は、「表示」ボタンをクリックします。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

申請途中で一時保存・中断を行った後に申請を再開する場合の手順は以下のとおりです。申請中断後にポータル画面から「認定申請」ボタンをクリックすると、以下の「9. 認定申請登録(再開確認)画面」が表示されます。

9. 認定申請登録(再開確認)画面

手順

- 1 保存済みの情報を使って申請を再開するか否かを選択します。
・保存済みの情報を使用して申請を再開する場合
→ 上部: はい
・新しく情報を入力する場合
→ 下部: いいえ
- 2 「受給資格認定申請を行う」ボタンをクリックします。

補足

- ・「はい」を選択した上で保護者等情報の変更を行う場合、詳細手順については、文科省HPより「④変更手続編」マニュアルを参照するか、学校へ問い合わせてください。
- ・「いいえ」を選択した場合、一時保存されていた情報が削除されます。